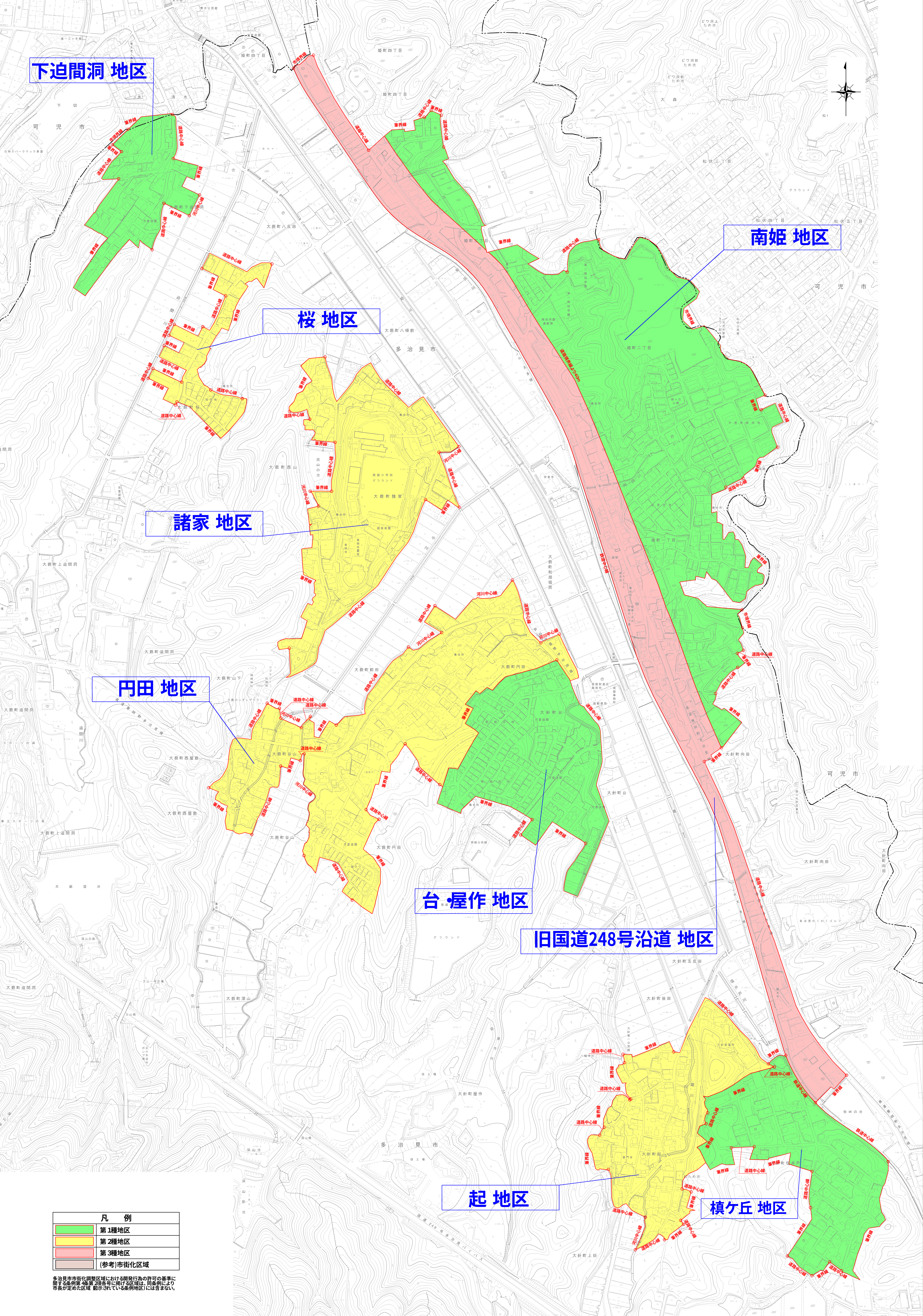




下迫間洞 地区

南姫 地区

桜 地区

諸家 地区

円田 地区

台 塚 地区

旧国道248号沿道 地区

起 地区

模ヶ丘 地区

凡 例	
	第 1種地区
	第 2種地区
	第 3種地区
	(参考)市街化区域

多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に
関する条例第46条第2項各号に掲げる区域は、同条例により
市長が定めた区域（図示されている条例地区）には含まない。